

第19回 定例総会議事録

1. 日 時 令和4年10月11日（火）午後2時30分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 大会議室

3. 出席委員

14名

1番 朝来野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二
4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一
7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範
10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一
13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄

4. 欠席委員

0名

なし

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第19回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第19回定例総会を開会いたします。

本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。

次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

委員一同	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員に8番 加藤委員さん、14番 中園委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農法第3条許可申請についてです。1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南西へ約1.9kmの距離に位置した農地であり、現地は水稻が植えられていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕運機、軽トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約158aとなる。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の平横瀬は大分療育センターより西へ約700mの距離に点在し、野田は博愛病院より北西へ約800mの距離に位置した農地であ

	<p>り、現地の野田は水稻が植えられ、平横瀬の1筆はカボチャ、2筆は水稻が植えられており、1筆は保全管理されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地の平横瀬の1筆は野菜、その他では水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約47aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
12番筒井委員	<p>贈与となっていますが、親族間の所有権移転でしょうか。</p>
事務局	<p>はい、親子です。すでに現在も譲受人が耕作しているとのこと。</p>
議長	<p>他になければ、2ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分東高等学校より東に約500mの距離に位置した農地であり、現地は、一部は耕起されており、その他は耕作の用に供されていない状態でした。なお、申請地は空き家に付属した農地として指定済みです。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請においてハウレンソウ、トマト、ジャガイモを栽培予定です。農機具は鋤を2本導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	3ページ 農地法第5条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番秋吉委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原小学校の北西約360mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、4ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生校区公民館の南東約820mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、電子機器販売等を営む法人が資材置場及び駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>

議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手を願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。 次に、5ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番 基盤強化促進法での所有権移転について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番得丸委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立東陽中学校より南約1kmの距離に位置した農地であり、現地の2筆は二ラが栽培されており、2筆は耕起されました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で申請地では二ラを栽培します。農機具はトラクターを3台、移植機、管理機、草刈機を各2台所有しています。所有権移転後の経営面積は約171a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	<p>なければ、次の6ページ 利用権再設定 1番は阿部委員さんの案件ですので、阿部委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(阿部委員退室)</p>
議長	<p>では、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。賃借権5年間を10年間に延長しての再設定です。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、6ページ 1番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、6ページ 1番は承認することとします。</p> <p>では、阿部委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(阿部委員着席)</p>
議長	<p>では、引き続き事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。利用権を設定する方に成年後見人がついており、その弁護士法人</p>

	<p>を介しての申請です。権利については現在と同内容での再設定です。2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。権利は現在と同内容ですが、賃借料が150,000円から180,000円に増額しての再設定です。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、採決した6ページ 1番を除く、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、8ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。1番 基盤強化法での所有権移転について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北1.5kmに位置する農地であり、現地はイチゴのハウスの一部でした。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地ではイチゴを栽培します。農機具は、ハウスを9棟所有しています。所有権移転後の経営面積は約33aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意</p>

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、9ページ 利用権設定 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立坂ノ市小学校より南東約800mに位置する農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培します。農機具は、草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約53a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
議長	ありません。
議長	なければ、次の10ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。
事務局	<p>10ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在と同内容での再設定となります。</p> <p>11ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。権利については期間は同じですが、賃借料は米60kgから30kgに変更しての再設定です。</p>

	<p>12ページです。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。使用貸借権10年間から賃借権5年間に変更しての再設定です。</p> <p>13ページです。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現在と同内容での再設定です。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、14ページ 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農農地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は矢ノ原・福宗・恵良地区に位置した農地であり、現地は水稻が植えられていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じた3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で契約成立後の経営面積は約1,131a となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
5番得丸委員	申請面積がかなり大きいですが、使用貸借でしょうか。
事務局	それぞれ所有者の方の事情もあり、耕作してくれるだけで良いとのことで使用貸借となっています。
議長	他になければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 次に、15ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。
事務局	15ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1970年頃より耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、河原内簡易郵便局より北西へ約1.5kmに位置した農地であり、現地は山林化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、16ページ 1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は平成12年頃

	<p>より事務所及び宅地の一部として利用及び市道の一部として取り込まれているとの内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立こうざき小学校より南東へ約750mに位置した農地であり、現地は宅地、事務所及び市道の一部となっていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、17ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1977年頃より耕作放棄により山林化及び農作業スペース、駐車場用地、植栽用地として利用しているとのことです。現地調査報告です。大分市立神崎小学校より北へ約1.8kmに位置した農地であり、2筆は山林化、1筆は山林及び農作業スペース、農業用駐車場用地として利用されていました。また1筆は植栽用地として利用されており、面積が矮小で高低差もあることから、農地に復元しても活用が難しいことが見込まれました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、18ページ 第6号議案 空き家に付属した農地指定 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地の状況報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地の状況です。申請地は、大分市立坂ノ市中学校より東に約700mの距離に位置した農地であり、現地の5筆は膝丈程度の雑草が生え、1筆は耕作の用に供されていない状態でした。また今後、名古屋市在住の所有者による維持管理も見込めない状態でした。</p> <p>地区審議会で審議したところ、空き家に付属した農地指定相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、19ページ 空き家に付属した農地指定の解除 1番について、事務局より報告してください。
事務局	<p>土地の表示、所有者については議案の通りです。令和4年9月9日の定例総会において空き家に付属した農地に指定した農地です。解除の理由は当該農地に付随する空き家を取得する者が譲受人となる農地法第3条許可申請がなされたためです。</p> <p>地区審議会で審議したところ、解除相当であるとの意見でした。</p>

議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、指定及び解除することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は空き家に付属した農地について、指定及び解除することとします。</p> <p>次の、20ページからの第7号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>20ページ、21ページです。農地法第3条の3届出です。相続により農地を取得したという届出が合計で5件出ています。</p> <p>次に22ページ、23ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地において、地権者自身が転用する届出が合計で11件出ています。</p> <p>次は24ページから27ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において、権利移動を伴う転用の届出が合計で38件出ています。</p> <p>次は28ページです。農地法第18条第6項通知についてで、双方合意による農地法第3条賃貸借権の解約の通知が1件出ています。</p> <p>最後は29ページから33ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書で、モバイル無線基地局の新設事業計画書が合計で10件出ています。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	特にありません。
議長	なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 その他で何かありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、これで第19回定例総会を閉会します。